

平成30年度 社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会事業計画

平成30年度は、地域共生社会の実現（改正社会福祉法の施行）、生活困窮者自立支援制度の見直し、介護報酬・障害福祉サービス等報酬改定、福祉人材の処遇改善の促進など様々な施策が展開される「地域福祉の転換期」であると言えます。

本会としては、福祉制度・施策の動向を踏まえ、市町村社協、社会福祉施設、民生委員・児童委員、その他関係機関・団体との連携をより一層強化し、第5次ウィングプランの具現化に向け、次の重点事業に取り組みます。

1 生活に困難を抱える人の自立支援

(1) 生活困窮者等への総合相談・支援体制の充実

生活困窮者自立支援法の改正により、「包括的な相談支援」の充実が求められる中、相談・就労支援員を1名増員するなど相談・支援体制の強化を図るとともに、「就労準備支援事業」を新たに受託し、町村圏域における「生活困窮者自立相談支援事業」、「家計相談支援事業」との一体的な支援を行います。

また、町村社協との協働により、「子ども学習支援事業」の充実を図るとともに、県下の相談・支援体制の充実に向けた「自立相談支援事業従事者研修」、「家計相談支援員連絡会議」、「就労準備支援員連絡会議」等の実施やNPO法人・企業との連携による「緊急食料提供事業」に取り組めます。

(2) 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業の実施

児童養護施設等入所中又は里親等へ委託中の方及び児童養護施設等を退所

した方又は里親等への委託が解除された方に対して、自立支援資金（生活支援費、家賃支援費、資格取得支援費）の貸し付けを行うことで自立を支援します。

(3) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の実施

母子家庭高等職業訓練促進給付金及び父子家庭高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し高等職業訓練促進資金を貸し付け、資格取得・就労を支援し、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ります。

2 住民の主体的参加による地域福祉活動の推進

(1) 小地域福祉活動の推進

地域共生社会の実現に向け、住民が主体的に地域課題を把握し解決を試みる体制づくりが必要とされる中、モデル事業を実施し、市町村社協（地区社協等）が取り組む団体の組織化、活動拠点の整備、人材育成等を支援します。また、「社協ソーシャルワーク研究会」、「生活支援コーディネーター研

修会」、「社協ソーシャルワーカー養成講座」、「地域福祉担当職員会議」等各種会議・研修会を通じて、具体的な推進方策など研究協議します。

(2) 市町村社協への支援

「市町村社協会長会議」、「常務理事・事務局長会議」、「課題別検討会議」等開催し、市町村社協における事業や組織運営の諸課題について協議します。

また、制度・施策に関する情報提供、各種調査の実施や関係資料を作成することともに、「法人運営担当者会議」、「ファシリテーション実践研修会」等の開催や、新たに「市町村社協運営管理者セミナー」を実施し、市町村社協職員の資質向上に取り組みます。

(3) ボランティア活動等の振興

「岐阜県ボランティア・市民活動フェスティバル」の開催や「ボランティア・市民活動の手引き」の発行等による普及・啓発、「岐阜県ボランティア活動振興基金」助成事業の実施、「子どもの居場所推進セミナー」や「福祉施設ボランティアマネジメントリーダー養成研修」等研修会を開催し

ます。

また、県受託事業として、新たに「いきいきシニア地域活動支援事業」を実施し、高齢者による生活支援活動の積極的な展開を支援します。

3 暮らしのセーフティネットの充実・強化

(1) 生活福祉資金による低所得者・失業者等への生活支援

生活困窮者自立相談支援機関等や民生委員・児童委員との連携を一層強化し、利用者支援に向けた効果的な貸付けを行うとともに、借受世帯に対する償還指導や生活支援に積極的に取り組みます。

(2) 日常生活自立支援事業の推進・成年後見制度の利用促進

日常生活自立支援事業の利用者が増加するなかで、関係機関・団体との連携を強化し、利用者に対する効果的な生活支援に努めます。

また、成年後見制度の利用促進を図るため、相談への対応や普及・啓発活動、権利擁護人材の育成に努めるとともに、行政職員を対象とした研修を行い、市町村長申立ての促進や権利擁護支援のための地域連携ネットワークづくりへの支援を行います。

4 防災・減災のまちづくりと災害支援活動の推進

(1) 市町村社協における災害時救援体制の整備

災害時における市町村社協相互の支

援体制の構築に向け、各5圏域において「市町村社協相互支援体制連絡会議」を開催するとともに、「災害ボランティアセンター運営研修」を実施し、センター運営を担う人材を育成します。また、災害発生時における連絡体制と参集基準、災害対策本部の組織体制と役割等を内容とするマニュアルを作成します。

(2) 社会福祉施設の災害救援支援

社会福祉施設における災害時への取組みを促進させるため、「BCP策定支援研修会」を開催します。

また、福祉避難所等へ福祉専門職員で構成されたチームを派遣する「岐阜県災害派遣福祉チーム（岐阜DCA T）」の研修と訓練を実施します。

5 福祉サービスの質の向上に向けた取組の強化

(1) 福祉人材の確保・定着・育成に向けた取組の推進

「福祉人材総合対策センター」の名称を「福祉人材総合支援センター」に改め、福祉人材の総合的な支援拠点として、実施体制や事業の拡充を図ります。

介護福祉士等登録制度の周知、福祉の職場体験事業や中高年齢者の新規参入促進対策事業の拡充など福祉人材の発掘に努めるとともに、キャリア支援専門員を増員し、福祉人材のマッチング支援・定着支援を行います。

また、介護福祉士及び保育士の資格取得や再就職への支援等を行うための「返還免除付き」貸付事業を行うと

ともに、福祉人材に関する情報を一元化する「福祉人材総合ポータルサイト」の構築や中・高・大学生等に対する普及・啓発事業等実施し、人材確保・育成を推進します。

(2) 福祉サービス事業者の資質向上

福祉の仕事に従事する職員の資質向上を図るため、経験年数・役職に応じた「福祉職員キャリアパス対応生涯研修」及び専門的知識・技術を習得するための「課題別研修」を充実し、福祉人材の育成に努めます。

6 良質な福祉サービス提供への支援

(1) 社会福祉事業の経営支援

① 社会福祉施設経営指導事業の推進
社会福祉法人・社会福祉施設からの会計・労務管理などの相談について、専門相談員（弁護士、公認会計士、社会保険労務士）と連携し、迅速かつ適切な情報提供・解決に努めるとともに、会計・労務管理の研修及び個別相談を実施し、社会福祉法人・社会福祉施設の適切な事業経営の支援に努めます。

(2) セルフ支援センター事業の推進

セルフ支援センターは、これまで会員を対象として事業を行ってまいりましたが、本年度より、障害者総合支援法に基づき福祉的な就労支援サービスを行う全事業所・施設を対象として、セルフ商品の販路拡大や役務の受注促進を図るほか、コンサルタントの派遣による商品開発支援など実施します。

また、就労支援推進事業を新たに行い、「6次産業化」や「基盤ネットワークづくり」（複数事業所による廃棄パソコンのリサイクル事業）の推進に努めます。

(3) 福祉サービス第三者評価事業の実施・推進

社会福祉事業経営者が行う福祉サービスの質の向上に向けた取り組みを支援し、利用者の良質かつ適切な福祉サービスの選択に資するため、福祉サービス第三者評価事業の実施及びその推進に努めます。

(2) 苦情解決事業の推進

社会福祉法の規定により本会に設置している運営適正化委員会において、福祉サービス利用者等からの苦情を受け付け、提供事業者に対し、適切な解決に向けた助言等を行うとともに、福祉サービス利用援助事業の適正な運営の確保を図ります。また、苦情解決の体制整備と機能の活性化を促進するため、幅広く広報・啓発、調査研究、研修、巡回指導事業を実施し、事業者段階における苦情解決体制の整備を促進するとともに苦情解決研修会を開催して、対応方法や技法の向上を図ります。

7 多様な主体による連携・協働の推進

(1) 社会福祉法人の連携による公益的取組の推進

社会福祉法人の公益的取組が全体的に推進できるよう、本年度新たに「ぎふ社会福祉法人地域公益実践推進事業

（結（YU）プロジェクト）」を実施し、事例集の作成やモデル事業による社会福祉法人の連携・協働のための基盤づくりや中間的就労、フードドライブ等テーマ型取り組みによる地域の課題解決に向けた実践づくりを行います。地域における公益的取組の推進に努めます。

(2) 各種福祉団体との連携強化

本会に事務局を設置している県民生委員児童委員協議会、県社会福祉法人経営者協議会、県保育研究協議会、県老人福祉施設協議会が行う研修事業等に協力し、その活動を支援します。

8 法人運営の基盤強化

本会中期計画「第5次WINCプラン」（平成29年度～平成33年度）の具現化に向け各事業を進めるとともに、職員の資質向上のための職場内研修等の充実を図り、事務局機能の強化に努めます。

また、改正社会福祉法に則した組織運営やガバナンスの強化等に努めます。さらに、県下5圏域の拠点社協に災害救援活動に必要な備品等を5カ年計画で整備し、災害等有事対応のための態勢整備を進めます。

このほか、岐阜県「社協マスコミキャラクター」ともにん[®]についての広報活動等を一層強化し、社会福祉協議会活動の理解促進につなげます。